

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		再開発等促進区等における建築物の各部分の高さの許可
根拠条例・規則等名		建築基準法(昭和25年法律第201号)
条 項		第68条の3第4項
所 管 部 課		建設局 建築部 建築行政課(048-829-1533)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	住宅地高度利用地区計画制度及び用途別容積型地区計画制度の運用について (平成2年11月20日建設省住街発第146号) 都市計画法及び建築基準法の一部改正について (平成2年11月20日都計発第166号)
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	60日
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		